

お子さんが病気などで保育施設に行けない・・・そんな時
ベビーシッターなどの利用料金の一部を助成します

病児・病後児保育利用料金助成のご案内

対象となるお子さん

区内在住で、認可保育園・認証保育所・保育室・東京都に届出済の認可外保育施設のいずれかの施設で、通常保育（一時保育を除く）を受けている乳幼児で、ベビーシッター等の利用前後7日以内に、医療機関で受診していること。

（※幼保一元化施設においては、長時間保育利用児のみ対象となります。）

助成の内容

ベビーシッターなどを利用した初日から連続した7日以内の期間で、実際に利用した日の利用に要した費用について、1時間につき1,000円を助成します。

*生活保護世帯・住民税非課税世帯は、1時間につき2,000円を助成します。

該当する場合は申請書のチェック欄に必ずチェックを入れてください。

*1日の利用助成時間は10時間までとします。

*1事由の申請時間の合計において、1時間未満の時間が生じた場合は、切り捨てとなります。

*助成額が利用に要した費用を上回る場合は、利用に要した費用を限度として助成します。

*1世帯当たり1児童の年間上限額は、100,000円とします。

（年間とは、4月1日から3月31日までの利用分です。）

*入会金、年会費、登録料その他これらに準ずる費用は助成の対象外です。

*医療機関の受診がない場合は、助成の対象となりません。



利用対象となる事業者など

利用対象となるのは、下記のいずれかに該当する事業者やNPO 法人です。
詳細は、ホームページをご覧ください。または、保育課にお問い合わせください。

●公益社団法人全国保育サービス協会の加盟事業者

ホームページ→ <http://www.acsa.jp/>
電話 03-5363-7455



●その他のベビーシッター業者（下記のホームページをご覧ください）

渋谷区役所ホームページ→
<https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kodomo/kodomo-teate-josei/hoiku-josei/byojibyogo.html>



（ご注意）

★一般的に、病児・病後児のベビーシッターなどについては、対応できるケースが限られていたり、申し込みに対して、その当日に即日対応することは困難な状況があります。日ごろから情報収集に努め、いざという時に備えておきましょう。



【病児保育室フローレンス初台】のご案内

https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kodomo/hoiku/hoiku-service/byoji_florence.html

問い合わせ 渋谷区子ども家庭部保育課 電話 03-3463-2483



お子さんが病気で保育所等に通えない場合に、医療機関に併設された専用スペースで一時的にお子さんの預かりを行います。また、必要に応じて保育所等で発熱や体調不良になった児童を保護者の代わりに迎えに行き、病児保育室で預かりを行います。

対象：生後4か月以上の未就学児で、以下のいずれかに該当するお子さん

- ・区内在住で保育施設等に通っている
- ・区外在住で区内の保育施設等に通っている
- ・区外在住で、保護者が区内の会社等に勤務しており、区外の保育施設等に通っている

利用には登録等の手続きが必要です。詳しくは渋谷区のホームページをご覧ください。

（注）病児保育室フローレンス初台の利用料金は、病児・病後児保育利用料金助成の対象にはなりません。

●病児保育室フローレンス初台

渋谷区代々木4-37-15 およこ基地シブヤ3階 電話 03-6276-8682